経営課題や新事業展開について相談したい！

（独）中小企業基盤整備機構　北海道本部

経営者の様々な課題や悩みに応じた多様な支援メニューで、中小企業の成長を応援します。

経営相談

経営に関するご相談に、各分野の経験豊富な専門家がご希望の方法でお応えします。(無料･回数制限なし)

①窓口相談（対面相談／オンライン相談）
常設の相談窓口を設置しており、専門家アドバイスを無料でご利用いただけます。（予約制）
受付ＴＥＬ　011-210-7471　月～金　13:00～17:00　1回あたり1時間程度

②メール経営相談（電子メール相談）
24時間、いつでも、どこからでも専用のWebフォームに相談内容を入力・送信いただけます。
相談受付日の翌日から、原則3営業日以内にメールで回答いたします。
専用WebフォームURL:https://www.smrj.go.jp/contact/keieisoudan_1st/index.php

③ＡＩを活用した自動応答（ＡＩチャットボット）による相談
ＡＩチャットボットと、専門家（中小企業診断士）とのチャットを組み合わせた、オンラインの経営相談サービス「Ｅ-ＳＯＤＡＮ（https://bizsapo.smrj.go.jp/）」により24時間365日、無料で相談対応。Webサイトの他、スマートフォンの方はLINEからもご利用いただけます。
※専門家とのチャットサービスは、平日10：00～17：00に相談対応（こちらも無料）

④ＬＩＮＥの活用
ＬＩＮＥアプリ「起業ライダーマモル」により24時間365日、無料で相談対応。「友だち追加」から、ご利用ください。

「E-SODAN」LINE友だち追加はこちらから

※PC版LINEではメニューが表示されませんので、モバイル版でご利用ください。

「起業ライダーマモル」LINE友だち追加はこちらから

ハンズオン支援事業/専門家の長期派遣支援

マーケティング企画の見直し、業務のシステム化など特定の経営課題から、全社的・グループ経営の視点による経営戦略再構築のような高度なテーマ、また広域展開、グローバル化など、中小企業の方々が抱える様々な経営課題の解決に向けて、多様な支援テーマを提案、最適な専門家を派遣して、課題解決のサポートを実施します。

①専門家継続派遣事業
経営・技術・財務・法律などの専門家を一定期間継続して派遣し、中小企業の課題解決への取り組みに対して適切なアドバイスを行い、目標の達成を支援します。支援期間は数か月～10か月程度（20回程度）、費用は専門家一人当たり17,500円/日（税込）

②戦略的ＣＩＯ育成支援事業
ＩＴを活用した課題解決やＩＴ導入の検討、実際のＩＴ導入・運用などに対してアドバイスを行い、企業内のＩＴ人材（ＣＩＯ）候補者の育成を支援します。
長期型（ＣＩＯ－Ａ型）、短期型（ＣＩＯ－Ｂ型）の支援をご用意し、企業のＩＴ導入段階に応じて対応します。
支援期間は長期型は数か月～10か月程度（20回程度）、短期型は4か月程度（8回程度）、費用は共通で専門家一人当たり17,500円/日（税込）

③経営実務支援事業
経営・技術・マーケティング等の実務的な課題解決に向けて、大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。派遣期間は5か月以内、最大10回以内、費用は専門家一人当たり8,400円／日（税込）

④販路開拓コーディネート事業
首都圏・近畿圏へのテストマーケティングにより、新市場開拓の土台構築をサポートし、販路開拓力の向上をサポートします。想定市場（首都圏・近畿圏）の企業への訪問・ヒアリングによるテストマーケティングを行う前段の支援として、マーケティング企画（商品の特徴・コンセプト・提案用途の明確化、市場の絞込み、プレゼンテーション資料作成等）をサポートします。支援期間は4か月程度（8回程度）、費用は8,400円／日（税込）
※なお、本事業は、取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。

簡易診断事業/専門家の短期無料派遣支援

⑤事業再構築 相談・助言
事業再構築を実施するにあたっての課題解決に向け、専門家を最大3回派遣する無料支援です。
事業再構築を実施する前の事前課題整理や、採択・交付決定後の具体的な進め方へのお悩みについてアドバイスを行います。
※事業再構築補助金の申請その他手続きのアドバイスは行いません。

⑥生産工程スマート化診断
専門家が訪問し、ロボット（自動化）・IoT・デジタル技術の導入をサポートする全3回の無料支援です。
経営者・現場責任者から伺ったお悩み事について、実際に生産現場の調査を行います。
※本事業は設備投資をご検討中の方向けの事業です。

⑦カーボンニュートラル推進支援
自社のCO2排出量算出から課題抽出、削減対応の検討まで、最大３回アドバイスする無料支援です。
既に排出量算定までされている企業については、より具体的な削減対応の検討についてアドバイスを行います。

⑧ＳＤＧｓ経営簡易診断
SDGs経営に取り組む道筋を知る全3回の無料診断です。
専門家との面談を通し、SDGsの関わりの理解、現在の課題の抽出、関連付け等を行いSDGs経営推進に向けたアドバイスを行います。

⑨ＩＴ経営簡易診断
専門家との３回の面談を通して経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理、見える化し、ＩＴ活用可能性を無料で提案します。

（独）中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援課　℡ 011-210-7471

地域の課題を解決するビジネスで創業したい！

地域課題解決型起業支援事業

デジタル技術を活用し、地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行います。

補助の内容

起業支援金

対象事業：デジタル技術を活用し、地域課題の解決に資する社会的事業

（※社会的事業の例
地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買物弱者支援など）

補助率：１／２
補助額：最大２００万円

伴走支援

採択者に対し、事業の実現と経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援を実施します。

補助対象者

事業を営んでいない個人であって、令和5年4月1日から執行機関が定める補助事業の実施期間完了日までに個人開業又は中小企業者である株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合若しくは特定非営利活動法人の設立を行う者

その他

申請について

起業支援金の申請については、本事業の執行機関に行ってください。

公募時期について

本事業の執行機関が別途公表します。

採択について

申請された事業計画を審査し、採択者を決定いたします。

※執行機関及び詳細が決まりましたら、道の下記ホームページに情報を掲載いたします。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.html

北海道経済部　地域経済局　中小企業課　小規模企業係　TEL 011-204-5331

経営課題を相談したい！

（公財）北海道中小企業総合支援センター

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新まで、様々な経営課題に応えるためのワンストップサービスを行っています！

支援内容、対象となる方

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

区分	相談内容	開設日	相談料
経営相談窓口	中小企業診断士等のスタッフが、創業や経営、事業承継に関する様々な相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。	月～金曜日 9:00～17:30	無料
インターネット経営相談	インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。（夜間及び土・日、祝日は翌営業日以降の対応となります。）	随　時	無料
北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター及び各専門分野のスタッフが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。	札幌本部　月～金曜日 9:00～17:30 地域拠点　毎週火曜日 9:00～17:30	無料
取引に関する相談 「下請かけこみ寺」	下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続（ADR）による調停手続きに関する相談等に対応します。	毎週火～金曜日 9:00～17:30	無料
特許に関する相談	「INPIT北海道知財総合支援窓口」（（一社）北海道発明協会）の窓口支援担当者が特許・実用新案・意匠・商標等に関する相談に対応します。	毎週月、火曜日 ※火曜は要予約 13:00～16:00	無料
金融に関する相談	北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。	毎月第1木曜日 10:00～16:00	無料
会社法等に関する相談	司法書士会所属の司法書士が、会社法に関する相談、会社登記・契約書の作成等に関する相談に対応します。	毎月第2木曜日 13:00～16:00	無料

専門家派遣事業

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、当センターの「人材情報データベース」に登録された主に道内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間３回まで無料で派遣します。

申込方法	・センター本部・支部へ事前に相談の上、専門家派遣要請書を提出していただきます。
支援事例	①業務の効率化に向けた社内ネットワーク構築の指導・助言 ②ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けた宿泊業の事業戦略の指導・助言 ③専門家・試験研究機関との連携による理美容機器開発の技術指導・助言
費用負担	・派遣に要する費用は無料

ご利用方法

・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
・また、(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、**上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供**を行っています。

（公財）北海道中小企業総合支援センター　TEL 011-232-2001（代表）
道南支部：TEL 0138-86-6695　十勝支部：TEL 0155-67-4515
釧根支部：TEL 0154-64-5563　道北支部：TEL 0166-68-2750
日胆支部：TEL 0143-47-6410　オホーツク支部：TEL 0157-31-1123

経営課題の解決に専門家の派遣を受けたい！

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）

中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、１社あたり年度内５回までの専門家派遣による支援を実施します！（初回無料、２回目以降は一部事業者負担）

対象となる事業者

中小企業者、中小企業団体、及び起業を目指す者。
※社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人（医師・歯科医師等）、学校法人、宗教法人、任意団体、有限責任事業組合（LLP）、第三セクター等は対象外となります。

主な支援内容

中小企業・小規模事業者からの経営相談を受けた地域の支援機関（※）が、相談対応した際に当該支援機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣します。

（※）道内の商工会、商工会議所、北海道中小企業団体中央会、（公財）北海道中小企業総合支援センター、北海道信用保証協会、金融機関、北海道よろず支援拠点

ご利用方法

【注意事項】
ご利用される際には「中小企業１１９」ホームページをご確認下さい。（https://chusho119.go.jp/）

1. 支援機関へ経営相談を行う
経営課題を抱えている事業者は、支援機関にご相談下さい。
まずは支援機関が相談対応を行います。

2. 支援機関で解決が困難な場合、支援機関から専門家に支援を依頼する
支援機関が相談対応を行う中で、専門分野の知見が必要な経営相談に対して、中小企業１１９に登録されている専門家に派遣依頼の申請をします。

3. 支援機関から派遣日程の調整を行う
支援を実施する専門家が決まったら、支援機関から事業者及び専門家へ支援日程調整の連絡をします。

4. 支援終了後、支援実績を支援機関へメール連絡
専門家による支援が終了したら、担当した支援機関まで支援を受けた実績等をメールでご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局　産業部　中小企業課　℡ 011-709-2311（内線2576）

経営課題を専門家に相談したい！

北海道よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。
中小企業診断士や税理士、弁護士など豊富な支援実績を有する専門人材を配置のうえ、創業から売上拡大、経営改善、海外展開など、幅広い分野に関するきめ細やかな支援を行っています。
（URL：https://yorozu-hokkaido.go.jp/

対象となる事業者

中小企業・小規模事業者 等

相談可能な専門家

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント（野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど）

相談窓口所在地

〇札幌本部（平日 9：00～17：00 ）
札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル9階　（公財）北海道中小企業総合支援センター内
TEL 011-232-2407　E-mail soudan@hsc.or.jp

〇地域拠点（毎週火曜日 9：00～17：00）
- 道北支部　旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号　旭川リサーチセンター内　TEL 0166-68-2750
- 日胆支部　室蘭市東町4丁目28番1号　室蘭テクノセンター内　TEL 0143-47-6410
- 道南支部　函館市梁川町5番10号　プライム函館EAST内　TEL 0138-86-6695
- オホーツク支部　北見市北3条東1丁目2番地　北見商工会議所内　TEL 0157-31-1123
- 釧根支部　釧路市大町1丁目1番1号　釧路商工会議所内　TEL 0154-64-5563
- 十勝支部　帯広市西3条南9丁目23番地　帯広商工会議所内　TEL 0155-67-4515

※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン相談も可能です。お気軽にご連絡下さい。

ベンチャー企業に投資したい！

エンジェル税制

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）の利用などの相談について受け付けます！

エンジェル税制とは

一定の要件を満たしたベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税の優遇を行う制度です。

投資した年に受けられる優遇措置

以下の措置のいずれかを選択できます。

・優遇措置A：（ベンチャー企業への投資額－2,000円）を、その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方。
・優遇措置B：ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし。
・起業特例：企業設立時の自己資金による出資額全額を、設立の年の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし（非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延）
・プレシード・シード特例：ベンチャー企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除
※優遇措置Bの要件に加え、営業損益や試験研究費への出資金額比率などの要件を満たす場合に適用できる。
※控除対象となる投資額の上限なし。（非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延）

未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置（売却損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

北海道経済部　地域経済局　中小企業課　小規模企業係　　℡ 011-204-5331
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/angel_tax.html

ビジネス・インキュベータに入居したい！

（独）中小企業基盤整備機構　北海道本部

大学からビジネスが生まれる！新たな技術・アイディアをカタチに。

支援内容

北大ビジネス・スプリング（北海道大学連携型起業家育成施設）では、新たな事業の創出･育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、地域の大学・研究機関等が有する知的資源等を有効に活用しながら、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者のビジネス展開を強力にサポートします。

具体的な支援内容

◆入居対象者
大学等の研究成果の活用または大学との連携により新たな事業展開を図ろうとする個人、中小企業等

◆充実した施設
居室は「研究室（ウエットラボ）仕様」、2タイプ（25㎡･50㎡）の全31室。24時間365日利用可能。
施設内には、共用会議室や商談室、リフレッシュコーナー等も完備（無料）。
このほか、駐車場や少量危険物貯蔵倉庫も有り（有料、利用要件あり）。

◆賃料及び入居期間
賃料は、3，000円／㎡･月（共益費込･消費税別）。地元自治体（北海道及び札幌市）による賃料補助制度有り。（最大で1，300円／㎡･月の補助を受けることが出来ます。（一定要件あり。なお、居室の使用形態や入居年数により補助金額が異なります））。
入居期間は、最大5年間（審査により再契約も可能）。

◆専門の「インキュベーション･マネージャー」（IM）による支援
施設には、入居者が直面する様々な課題に対して適切なアドバイス等を行う「インキュベーション･マネージャー」（IM）が複数名常駐しており、入居者とともに、課題を解決していきます。

（独）中小企業基盤整備機構 北海道本部 北大ビジネス・スプリングＩＭ室
所在地：　札幌市北区北21条西12丁目2（北海道大学 北キャンパス内）
TEL　：　011-728-8686
URL　：　https://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/index.html

スタートアップ・起業・新規事業に関心がある！

スタートアップ創出・集積促進事業

道内発のスタートアップの創出や集積を図るため、起業家育成・伴走支援・誘致・定着の促進などに取り組みます。

事業内容（予定）

・令和５年６月１日よりスタートアップ推進室を新設し、スタートアップからの相談等をワンストップで行っています。

・また、今年度中に、下記のプログラムの開催を予定しています。
起業家育成塾（BASIC）・アイデア創出プログラム（IDEA）・事業開発支援（ADVANCED）の３つのプログラムは下記のサイトに詳細内容が記載されてますので、ご覧ください。

■北海道スタートアップスタジオ
https://hokkaido-startup-studio.jp/

プログラム	対象	内容	開催場所
起業家育成塾（BASIC）	起業に興味・関心のある道内高校生、大学生等	ゼロから起業に至る一連の流れを体験し、将来のキャリア選択肢に、起業家という道を広げるためのオンライン起業塾。	オンライン
アイデア創出プログラム（IDEA）	起業や新規事業開発に興味・関心のある道内社会人等	経験豊富な講師・メンターのサポートを受けて、２日間の短期間で、尖った事業アイデアをゼロから創出する。	・旭川市 ・函館市 ・小樽市 ・釧路市
事業開発支援プログラム（ADVANCED）	道内で事業化を志す起業希望者や起業初期の方	約５ヶ月間の個別メンタリングを受けながら、試作品開発・検証等を経て、事業開発を行う。 （※プログラム参加者には、試作品開発費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただしメンターと最低２回は直接面会
オープンイノベーションプログラム	道内外の起業初期のスタートアップ	道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に道内で事業展開できることを目指す。 （※プログラム参加者には、実証経費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただし最低２回は実証現場に訪問

・いずれのプログラムも参加費は無料ですが、参加者多数の場合、選考がある場合があります。

経済部　スタートアップ推進室　TEL 011-204-5336
URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/startup.html

運転資金や設備資金を借りたい！

中小企業総合振興資金貸付金

下記の融資対象となる方に運転資金や設備資金の融資を行います！

ご利用方法

・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所又は商工会に“融資あっせん”の申し込みをしてください。
　※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
　※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。
・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。
・URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.html

資金名	貸付区分		融資対象
ライフステージ対応資金	創業貸付		①事業を営んでいない個人であって、1か月（6か月※）以内に新たに事業を開始するあるいは2か月（6か月※）以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※（）内は、認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合 ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以降5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社（中小企業者に限る）を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの ④ 信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの
	ステップアップ貸付		事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等
		政策サポート	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化（経営革新、雇用、生産性、IT活用、表彰）」
		ゼロカーボン	ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等
		観光・企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの ②道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者 （対象業種：製造業、自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。）、高度物流関連事業（成長産業分野に関連する業種に限る。）、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業 （供給業・ 製造業））
	事業承継貸付		①現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等 ②信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 （事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの）
	企業体質強化貸付		①【資本性ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 ②信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象となる中小企業者等 (各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者等)
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付		経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
		原料等高騰	①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの
		認定企業（伴走支援型）	信用保証協会の「伴走支援型特別保証」の対象となる中小企業者等（中小企業信用保険法第2条第5項4号及び第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」又は「伴走支援型特別保証」に定める売上高等減少要件を満たしており、かつ経営行動計画書を策定したもの）
		認定企業（従来型）	①中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ②中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく 「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ②地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	コロナ克服サポート貸付		北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等（コロナ克服に向けた取組を行う中小企業者等）
	防災・減災貸付		①事業継続計画（BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等 ②中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
		耐震改修対策	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」を所有する
一般経営資金	一般貸付		中小企業者等
	小規模企業貸付		小規模企業者（従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等）
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が2,000万円未満であるもの）

資金名／貸付区分	融資条件					
	資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(年率)		信用保証
				固定金利	変動金利	
創業貸付	事業資金	3,500万円以内	10年以内 (うち据置2年以内※融資対象④については1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	必須
ステップアップ貸付	事業資金	8,000万円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	任意
政策サポート ゼロカーボン	事業資金	1億円以内		3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	
観光・企業立地	事業資金 (企業立地は設備資金のみ)	8億円以内 うち運転資金 2億円以内	運転資金 10年以内 設備資金 観光:20年以内 企業立地:15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 20年以内 1.7%		
事業承継貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	① 任意 ② 必須
企業体質強化貸付	事業資金	①4億円以内 ②1億円以内	15年以内 (うち据置5年以内)	金融機関所定の利率		必須
経営環境変化対応貸付	事業資金	5,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
原料等高騰	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	必須
認定企業 (伴走支援型)	事業資金	1億円以内 (2億円の内数)	10年以内 (うち据置5年以内)			
認定企業 (従来型)	事業資金	2億円以内	10年以内 (うち据置3年以内)			
災害復旧	事業資金	運転資金 5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)			
コロナ克服サポート貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)			
防災・減災貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
耐震改修対策	設備資金	16億円以内	20年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.0% 5年以内 1.2% 7年以内 1.4% 20年以内 1.6%	1.0% (3年超に限る)	
一般貸付	事業資金	8,000万円以内 協同組合 2億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	1.5% (3年超に限る)	任意
小規模企業貸付	事業資金	5,000万円以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 (うち据置1年以内) ※1短期(1年以内)の利用可 (短期の場合、一括償還可)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須
小口	事業資金	2,000万円以内 (既存の信用保証協会の保証付融資残高を含む)				

※1 融資期間については、「小規模企業貸付」を除き、１年を超えた長期資金とする

問い合わせ先：北海道経済部地域経済局中小企業課 金融係　℡ 011-204-5346
各総合振興局・振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所

食の商品開発・マーケティングの相談をしたい！

マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います！

支援内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言･指導を行います。

アドバイスの方法

面談・電話・ＦＡＸなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。

費用

アドバイスを受けること自体は無料です。
ただし、相談は原則どさんこプラザ（東京・札幌・名古屋）で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費は企業の負担となります。

ご利用方法

依頼者の内容に基づき、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整を図り、日程や相談方法等について結果を企業に連絡します。

＜首都圏・中京圏＞
・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」（※）を食産業振興課に提出してください。
・道は、依頼書の内容に基づき、アドバイザーや日程等について結果を企業に通知します。
※「依頼書」は食産業振興課マーケティング係HPからダウンロードできます。

＜札幌市＞
・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を、下記に提出してください。
依頼書提出・問合せ先
北海道どさんこプラザ札幌店
札幌市北区北６条西４丁目　ＪＲ札幌駅西通北口１階
TEL 011-213-5053　FAX 011-213-5092

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課　マーケティング係　℡ 011-204-5766
URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html

食の新商品をテスト販売したい！(国内・海外)

テスト販売制度

販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するため、新商品を３ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」において試験的に販売することができます（有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店、札幌店、シンガポール店、バンコク店で対応。）。販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスを行います！

応募商品の要件

下記の条件を満たすもの。
・道内で製造または加工されているもの。
・申込時点で下記の地域において未販売もしくは販売開始後1年以内の加工食品または工芸品。
有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店：道外、札幌店：札幌市内、
シンガポール店：シンガポール国内、バンコク店：タイ国内
・過去にテスト販売を行い、改良した加工食品または工芸品。
・過去に申し込もうとする店舗の定番商品になったことがないもの。
・羽田空港店に申し込む場合は、北海道どさんこプラザ有楽町店のテスト販売に申し込んだ商品が、3ヶ月のテスト販売において売上好調で、引き続き3ヶ月の継続販売を行うこととなったもの。

申込者について

１ 道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業、個人（個人のグループを含む）のうち、次の条件のいずれかに該当する方。
⑴ 道産品の製造又は加工を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「製造所」または「加工所」にあたる方。
⑵ 自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「販売者」である方。
２ 羽田空港店に申し込む場合は商品規格書を、シンガポール店に申し込む場合は申込書を、バンコク店に申し込む場合は申込書、商品規格書、原材料内容表示表、製造工程表をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。

販売条件について

・委託販売です。
・マージン率は原則国内店18%、海外店は国内小売価格の30%です。
・テスト販売期間中の納品、テスト販売期間終了後の返品に係る送料は事業者負担です。

募集期間

区　分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
募集期間（国内）	1月4日～2月20日	4月1日～5月20日	7月1日～8月20日	10月1日～11月20日
募集期間（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）	12月1日～12月20日	3月1日～3月20日	6月1日～6月20日	9月1日～9月20日
募集期間（バンコク）	募集期間は通年受付。テスト販売期間は輸入手続きを完了した翌月から3か月間。			

申込方法

・「テスト販売申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。
URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課　マーケティング係　℡ 011-204-5766
URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html

どさんこプラザで催事を開催したい！

マーケティングサポート催事制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、「北海道どさんこプラザ」店舗（有楽町店、札幌店、羽田空港店、あべのハルカス店）の催事スペースを利用して、道内の企業等が道産品の対面販売、観光PR、市場調査等を実施できます！

販売商品の要件

次の条件を満たすもの。
（1）自ら道内で生産、製造、加工した道産品
（2）自社企画商品で道内で委託製造している道産品
（上記（1）に付随して販売する場合に限ります。）
※道産品とは、道内で製造または加工されているもの。

申込者について

1　次の条件のいずれかを満たす方。
（1）道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業（企業等を構成員とする任意グループを含む）及び個人（個人のグループを含む）のうち、自ら道産品の生産、製造、加工を行っている方。
つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」または「加工者」である方。
※卸売業者や仕入販売業者は該当しません。
（2）北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会
2　羽田空港店の場合は、商品規格書をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。
※同一店舗でのサポート催事は、年度内に2回までです。

販売条件について

開催期間　：水～火曜日の１週間（一部店舗は７日未満の開催可能）
無料貸出品：冷蔵･冷凍切替販売台、電子レンジ、電磁機器(IH)　等
利用手数料：原則売上の15%
※詳細は店舗によって異なるため下記の販売条件を参照
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/2/2/2/0/7/_/別紙.pdf

募集期間

区　分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
募集開始	12月10日	3月10日	6月10日	9月10日
募集締切	1月10日	4月10日	7月10日	10月10日

申込方法

・「マーケティング催事申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。
URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課　マーケティング係　℡ 011-204-5766
URL： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html

先端技術等の導入・人材確保について相談したい！

地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業

IoT・ロボティクスをはじめとした先端技術の導入や専門人材確保について、地域産業支援機関が地域企業の課題解決を支援します！

制度の内容等

〇地域のものづくり企業のデジタル化や専門人材の確保・育成について、産業支援機関（工業系７機関）が課題解決に向けた支援を行います。
生産性向上や人手不足についてお困りの企業は、最寄りの産業支援機関へお問い合わせください。

道内各地域の産業支援機関		
道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団（道立工業技術センター）	TEL 0138-34-2600
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820
ｵﾎｰﾂｸ	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会（北見市工業技術センター）	TEL 0157-31-2705
十勝	公益財団法人 とかち財団	TEL 0155-38-8808
釧路・根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター（釧路工業技術センター）	TEL 0154-55-5121

〇先端技術等の知識を持った専門人材の育成研修、生産性向上等についての専門家による講演や製造現場の事例紹介などのセミナー開催を実施します。（開催時期等はノーステック財団へお問い合わせください。）

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）	TEL 011-708-6525

対象者・対象事業者など

〇対象となる業種
ものづくり産業

費用など

産業支援機関への技術相談や研修・セミナーへの参加費用は無料です。

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係　TEL 011-204-5323

スタートアップ・起業・新規事業に関心がある！

スタートアップ創出・集積促進事業

道内発のスタートアップの創出や集積を図るため、起業家育成・伴走支援・誘致・定着の促進などに取り組みます。

事業内容（予定）

・令和５年６月１日よりスタートアップ推進室を新設し、スタートアップからの相談等をワンストップで行っています。

・また、今年度中に、下記のプログラムの開催を予定しています。
起業家育成塾（BASIC）・アイデア創出プログラム（IDEA）・事業開発支援（ADVANCED）の３つのプログラムは下記のサイトに詳細内容が記載されてますので、ご覧ください。

■北海道スタートアップスタジオ
https://hokkaido-startup-studio.jp/

プログラム	対象	内容	開催場所
起業家育成塾（BASIC）	起業に興味・関心のある道内高校生、大学生等	ゼロから起業に至る一連の流れを体験し、将来のキャリア選択肢に、起業家という道を広げるためのオンライン起業塾。	オンライン
アイデア創出プログラム（IDEA）	起業や新規事業開発に興味・関心のある道内社会人等	経験豊富な講師・メンターのサポートを受けて、２日間の短期間で、尖った事業アイデアをゼロから創出する。	・旭川市 ・函館市 ・小樽市 ・釧路市
事業開発支援プログラム（ADVANCED）	道内で事業化を志す起業希望者や起業初期の方	約５ヶ月間の個別メンタリングを受けながら、試作品開発・検証等を経て、事業開発を行う。 （※プログラム参加者には、試作品開発費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただしメンターと最低２回は直接面会
オープンイノベーションプログラム	道内外の起業初期のスタートアップ	道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に道内で事業展開できることを目指す。 （※プログラム参加者には、実証経費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただし最低２回は実証現場に訪問

・いずれのプログラムも参加費は無料ですが、参加者多数の場合、選考がある場合があります。

経済部　スタートアップ推進室　TEL 011-204-5336
URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/startup.html

新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい！

中小企業競争力強化促進事業費補助金

（通称）北海道産業振興条例に基づき、中小企業者の皆様の新分野・新市場等への進出等への取り組みを支援します！

支援内容、対象となる方

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者等が、新分野・新市場等への進出等のために行う以下の取組に係る経費に対し補助します。

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、ＤＸ等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加。	１／２以内	国内　100万円 国外　200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、ＤＸ等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加。		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、ＤＸ等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方（テレワーク）導入のための経費		60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、ＤＸ等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的支援が可能。		300万円 500万円

（公財）北海道中小企業総合支援センター　TEL 011-232-2001（代表）
URL：https://www.hsc.or.jp
北海道　経済部　産業振興課　産業企画係　TEL 011-204-5311

販路開拓や生産性向上等に取り組みたい！

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援します。

補助対象

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人
※小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	従業員　５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員　20人以下
製造業その他	従業員　20人以下

支援内容

◆通常枠
【対象経費】機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費　等
【補助率】補助対象経費の2／3以内
【補助上限額】50万円
【申請要件】申請には地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要です。
発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご相談ください。

◆特別枠
以下の事業者については、補助上限額や補助率の上乗せ措置があります。

①賃金引上げ枠
事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋30 円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より＋ 30 円以上）とした事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。
また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。

②卒業枠
常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

③後継者支援枠
将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園（※）においてファイナリスト等になった事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

④創業枠
産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

◆インボイス特例
免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、全ての枠で一律に50万円の補助上限上乗せ。
（最大上限額250万円）
※令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せの対象外です。

スケジュール

申請受付開始：2023年3月3日（金）
申請受付締切（予定）：【第13回】2023年9月7日（木）※第14回締切以降の情報は未定です。

申請・お問い合わせ先

＜商工会地区の方＞北海道商工会連合会
TEL 011-251-0102　URL: https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
＜商工会議所地区の方＞商工会議所地区　補助金事務局
TEL 03-6632-1502　URL: https://r3.jizokukahojokin.info/

水産加工関連事業者の生産性を向上したい！

①水産加工関連事業者ワンストップ相談窓口
②水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業

主要魚種の不漁のや原油価格･物価高騰等の影響を受けている水産加工関連事業者からの経営や金融に関する相談に対応するため、「ワンストップ相談窓口」を設置。また、経営基盤の強化や生産性向上など、課題に応じた専門家(中小企業診断士、技術士、社会保険労務士等)を派遣し伴走型の集中支援を実施しています。

制度の内容等

◯水産加工関連事業者ワンストップ相談窓口
- 北海道中小企業総合支援センターや金融機関等による経営相談・経営指導の実施
- 振興局と北海道中小企業総合支援センターによる個別訪問・相談対応
- 地域支援機関による各種支援

◯水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業
- 道内の水産加工関連事業者に専門家を派遣し、経営基盤の強化や生産性向上等、各事業者の課題解決に向けた伴走型集中支援を実施。

対象者・対象事業者など

◯ 支援概要

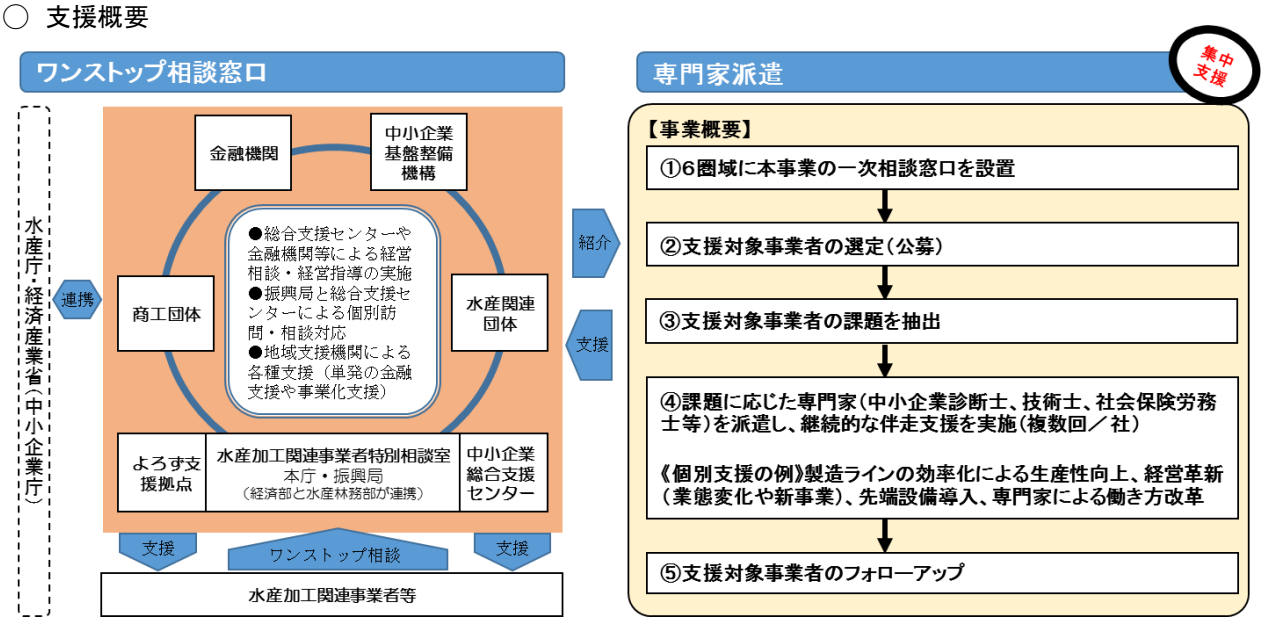

費用など

水産加工関連事業者ワンストップ相談窓口、水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業、共に無料。

◯ 水産加工関連事業者ワンストップ相談窓口

空知総合振興局	商工労働観光課	TEL0126-20-0061	上川総合振興局	商工労働観光課	TEL0166-46-5940
石狩振興局	商工労働観光課	TEL011-204-5827	留萌振興局	商工労働観光課	TEL0164-42-8440
後志総合振興局	商工労働観光課	TEL0136-23-1362	宗谷総合振興局	商工労働観光課	TEL0162-33-2925
胆振総合振興局	商工労働観光課	TEL0143-24-9589	ｵﾎｰﾂｸ総合振興局	商工労働観光課	TEL0152-41-0636
日高振興局	商工労働観光課	TEL0146-22-9281	十勝総合振興局	商工労働観光課	TEL0155-27-8537
渡島総合振興局	商工労働観光課	TEL0138-47-9459	釧路総合振興局	商工労働観光課	TEL0154-43-9181
檜山振興局	商工労働観光課	TEL0139-52-6641	根室振興局	商工労働観光課	TEL0153-24-5619

経済部 地域経済局 中小企業課 経営支援係 TEL 011-204-5331